

指定生活介護事業所
障害者支援センター「みなみかぜ」
愛称：陽（ひなた）
運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会が設置する指定生活介護事業所、障害者支援センター「みなみかぜ」（以下「事業所」という。）が実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく生活介護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、従業者が当該事業所の支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に実施し、適正な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

（主たる対象者）

第2条 事業の主たる対象者は、聴覚言語障害者とする。

（指定生活介護取扱方針）

第3条 事業者は、指定生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 事業所の従業者は、指定生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 事業者は、その提供する指定生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（提供拒否の禁止）

第4条 事業者は、正当な理由なく指定生活介護の提供を拒んではならない。

（指定生活介護の介護）

第5条 指定生活介護の介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業者は、指定生活介護の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。

3 事業者は、指定生活介護の提供にあたっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えるものとする。

4 事業者は、指定生活介護の提供にあたっては、前各項に定めるほか、利用者

対し、日常生活上必要な支援を適切に行うものとする。

5 事業者は、指定生活介護の提供にあたっては、常に一人以上の生活支援員を介護に従事させるものとする。

6 事業者は、指定生活介護の提供にあたっては、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせないものとする。
(指定生活介護の生産活動)

第6条 事業者は、指定生活介護の生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努めるものとする。

2 事業者は、指定生活介護の生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等が利用者に過重な負担とならないように配慮するものとする。

3 事業者は、指定生活介護の生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の効率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うものとする。

4 事業者は、指定生活介護の生産活動の機会の提供に当たっては、消火設備の設置など生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(指定生活介護の工賃の支払い)

第7条 事業者は、指定生活介護の生産活動に従事している利用者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。
(食事)

第8条 事業者は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るものとする。

2 事業者は、食事を提供する場合には、利用者の身体心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行うとともに、利用者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第9条 事業者は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携)

第10条 事業者は、指定生活介護を提供するに当たっては、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 事業者は、指定生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第11条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する委員会の設置と責任者の選定及び必要な生活介護

体制の整備

- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

(身体拘束等の禁止)

第12条 事業者は、指定障害福祉サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束等適正化検討委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知

二 身体拘束等の適正化のための指針の整備

三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(事業所の名称及び所在地)

第13条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 障害者支援センター「みなみかぜ」
- (2) 所在地 京都府城陽市寺田林ノロ11番64

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第14条 本事業所の従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、従業員に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名（常勤・兼務）

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

ア 次条に規定する生活介護計画の作成等に関すること。

イ 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

ウ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこ

生活介護

と。

エ 他の従業者に対する技術指導又は助言を行うこと。

(3) 生活支援員 1名以上（1名以上は常勤）

生活支援員は、生活介護計画に基づき、指定生活介護のサービスの提供を行う。
（生活介護計画の作成等）

第15条 管理者は、サービス管理責任者に生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 生活介護計画の作成に当たっては、適正な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の把握をするものとする。

3 前項に規定する適切な支援内容の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者に面接して行うものとする。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

4 サービス管理責任者は、アセスメントの結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための取り組み課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成するものとする。この場合には、当該事業所が提供する指定生活介護以外の福祉サービス等の利用も含めて生活介護計画に位置付けるよう努めるものとする。

5 サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定生活介護の提供に当たるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する生活介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する生活介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

7 サービス管理責任者は、生活介護計画を作成した際には、当該生活介護計画を利用者に交付するものとする。

8 サービス管理責任者は、生活介護計画の作成後、少なくとも六月に一回以上定期的に、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて生活介護計画の変更を行うものとする。

9 前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 定期的に利用者に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第1項から第7項までの規定は、第9項に規定する生活介護計画の変更について準用する。

（営業日及び営業時間）

第16条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

生活介護

- (1) 営業日は月曜日から金曜日とし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日も営業日とする。ただし、土曜日・日曜日はこの限りではない。
- (2) 前項に掲げる、休日の場合であっても事前に利用者に周知の上、営業日とすることがある。
- (3) 営業時間は午前8時30分から午後5時までとする。

（利用定員）

第17条 利用定員は10名とし、これを超えて指定生活介護の提供を行わないものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（指定生活介護の内容）

第18条 本事業所で行う指定生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 排せつ及び食事等の介護
- (2) 創作的活動及び余暇活動の機会の提供
- (3) その他身体機能及び生活能力向上のために必要な援助

（利用者から受領する費用の額）

第19条 事業者は、指定生活介護を提供した際は、利用者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から障害者総合支援法第29条第3項に規定する介護給付費の額の支払いを受けるものとする。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用

①給食 1日当たり 580円

ただし、食事提供体制加算対象者については、食材料費のみの負担とし、1日当たり500円とする。

②特別食 適宜設定する。

(2) 創作的活動又は余暇活動に係る材料費 実費

(3) 事業者において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

4 事業者は、前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付するものとする。

5 事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第20条 通常の事業の実地地域は、京都府南部（山城地域）とする。通所が可能な

場合は通常の実施地域以外にも実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第21条 サービスの利用を受けるにあたっては、利用者は生活のルールを守り、適正な

設備利用に努めなければならない。

(契約支給量の報告等)

第22条 事業者は、指定生活介護を提供するときは、当該指定生活介護の内容、利用者に提供することを契約した指定生活介護の量(以下「契約支給量」という。)を当該利用者の受給者証に記載し、契約支給量の総量は当該利用者の支給量の範囲内で定める。

2 事業者は、指定生活介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告する。

(提供拒否の禁止)

第23条 事業者は、正当な理由なく、指定生活介護の提供を拒まない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第24条 事業者は、指定生活介護の利用について、市町村又は指定生活介護が行うあっせん、調整及び要請ならびに府が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力する。

(サービス提供困難時の対応)

第25条 事業者は、第8条の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定生活介護型事業を提供することが困難であると認めた場合は、適当な障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格の確認)

第26条 事業者は、指定生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確認する。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第27条 事業者は、生活介護事業に係る支給決定を受けていない者から利用の申込があった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第28条 事業者は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、サービス提供の開始に際し、利用者、その家族及び市町村等に対し利用者の状況を必要に応じ確認する。

(サービス提供の記録)

第29条 事業者は、指定生活介護を提供したときは、当該指定生活介護の提供日、内容その他必要な事項を指定生活介護の提供の都度記録し、利用者から指定生活介護を提供したことについて確認を受ける。

(利用者負担額等に係る管理)

第30条 事業者は、利用者等の依頼を受けて、利用者等が同一の月に指定生活介護

及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、利用者等が当該同一の月に受けた指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定する。この場合において、利用者負担額合計額が負担上限月額を超えるときは、事業者は、当該指定生活介護の利用状況を確認の上、文書にて利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等に文書で通知する。

（緊急時等における対応方法）

第31条 従業者は、現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第32条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（業務継続計画の策定等）

第33条 事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第34条 事業者は、利用者の使用する施設・食器その他の設備及び飲用水等につき、衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。

2 事業者は、事業所内において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めます。

一 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知

二 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備

三 事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(事故発生時の対応)

第35条 事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族等ならびに府及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第36条 事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なく指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、または受けようとしたとき。

(苦情解決)

第37条 事業者は、その提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、その提供した指定生活介護に関し、障害者自立支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(勤務体制の確保等)

第38条 事業者は、利用者に対し適切な指定生活介護を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定める。

- 2 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。
 - (1) 採用時研修 採用後1月以内
 - (2) 継続研修 年2回
 - (3) その他必要とする研修

(秘密の保持)

第39条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所の従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 3 事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を

提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得る。

(記録の整備)

第40条 事業者は、指定生活介護の事業の従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。指定生活介護事業会計とその他の事業の会計を区分する。

2 事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から5年間保存する。

- (1) 第12条に規定する身体拘束等に係る記録
- (2) 第15条に規定する生活介護計画
- (3) 第29条に規定する提供したサービス内容の記録
- (4) 第35条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (5) 第36条に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 第37条に規定する苦情の内容の記録

(地域との連携)

第41条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

2 本事業所は、その運営にあたっては、市町村が実施する事業に協力するように努める。

(その他)

第42条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、2016年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。